

令和元年度事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

特定非営利活動法人

みんなでスクラム生活支援センター

1 事業の成果

今年度4月より相談部門を常勤1名から3名体制にし、当法人が直接サービスを提供している仲間だけでなく、地域で孤立または、悩んでいつ障害者に対して支援を行っていく基礎づくりに入っていった。後方部門においても、税理士の交代を機に、NPO法人会計に代え、管理部門の強化に入り、法人の基盤を強化していく第一歩となった。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業員の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
支援法に基づく障害福祉サービス事業(居宅介護)定款5条第2項 支援法に基づく地域生活支援事業(移動支援)定款5条第4項 介護保険法に基づく居宅サービス事業(訪問介護)定款5条17項	知的・身体障害者の仲間に対して家事援助・身体介護及び重度訪問介護事業及・移動支援を通じて生活全般の援助をおこなう事業。又、65才を越え、介護保険優先の制度で移行した仲間に対しては介護保険制度を利用して、引き続き生活全般の援助を行っていく。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 東区	65名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 65名	226,480
一般乗用旅客自動車運送事業定款5条第11項	一般交通機関の利用の困難な、障害者等に、一般乗用自動車運送事業に基づき、介護用タクシーの運行を行う事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 を中心とする地域	4名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 28名	936
支援法に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業定款第5条第14及び15項	障害者の方が福祉サービス事業者及び様々な社会資源を利用して地域で自立して生活できるようにする為に、サービス等利用計画書の作成を通じて支援していく事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 東区	9名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 199名	5,001
支援法に基づく障害福祉サービス事業(就労継続支援B型・生活介護の多機能型事業)定款5条第2項	生産活動、その他の活動の機会の提供のための事業と、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の援助を行う事業と合わせた多機能型事業。	週5日 作業所暦通り	安佐北区	24名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 82名	135,329

※ 従業員の人数には事務職は含まれていません。

※ その他の事業に関しては、実施していません。

※ 支援法とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の略

367,746